

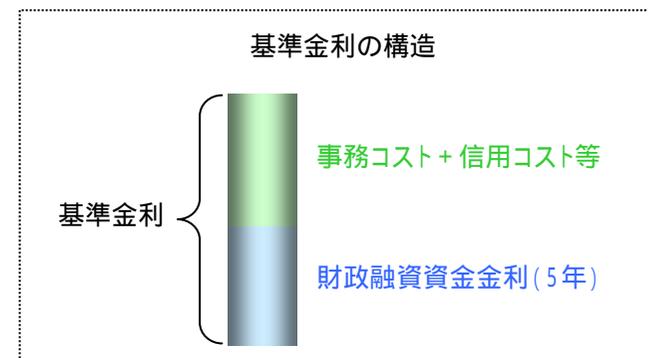
信用リスク管理に係る諸課題について

平成19年11月15日
国民生活金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
国際協力銀行

1. 金利設定の考え方

◆ 基準金利

- 主な調達金利である財政融資資金の借入利率に、一定の利率を上乗せして設定
(19年11月現在 年率2.4%)
- 上乗せする利率の水準は、「政策性の発揮」や「国民負担の極小化」等の観点から必要な事務コストや信用コスト等を踏まえて設定
- 主務省の承認を受けて適用



◆ リスク対応金利

- 担保・保証人に依存しない融資制度など、一部に導入
- 担保や保証人を徴しないこと等によるリスク増分を賄うため、通常適用される金利に上乗せ

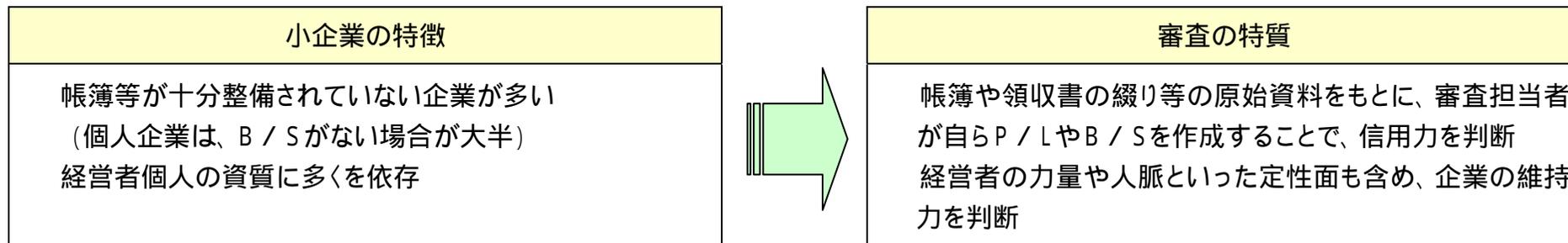
【リスク対応金利を適用する主な融資制度】

第三者保証人等を不要とする融資	無担保・第三者保証人なし 融資限度額：2,000万円 貸付利率：各制度の利率 + 0.8% (0.65%)
新創業融資制度	新規開業者向け 無担保・無保証人 融資限度額：1,000万円 貸付利率：各制度の利率 + 1.9% (1.2%)

財政措置によって上乗せ利率の一部が補給されており、()内がお客さまの負担である

2. 貸付審査・モニタリング・担保設定等のリスク管理

◆ 貸付審査



◆ モニタリング

- 融資先の数が増大しており、個々の企業を継続的にモニタリングすることは困難(18年度末の融資先数は約125万企業)
返済の遅延等、何らかの問題が生じた時点で速やかに実態を把握し、必要に応じて返済条件の変更を行うなど、きめ細かく対応
- 残高が5,000万円以上の融資先については、毎期決算書を徴求するとともに、4半期に1度、営業実態を把握

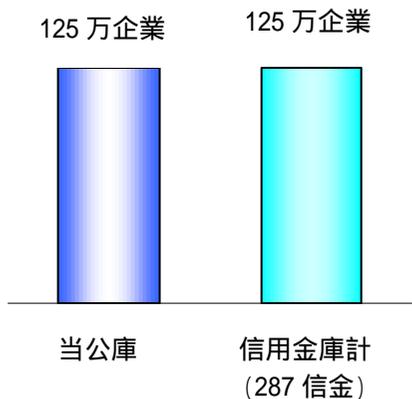
◆ 信用リスク管理の高度化に向けた取組み

- 平成19年度から、独自のスコアリングモデルを用いた信用スコアの付与を開始
ただし、次のような理由から、精緻なスコアリングモデルの構築には限界あり
国民公庫の融資対象である小企業層は、財務データだけで信用力を評価することが困難
膨大な数の融資先すべてについて継続的なモニタリングを行い、財務データを収集することが困難
- 今後、信用スコアデータの蓄積を進めることで可能な限りモデルの精度を高め、精緻なELの把握に取り組む

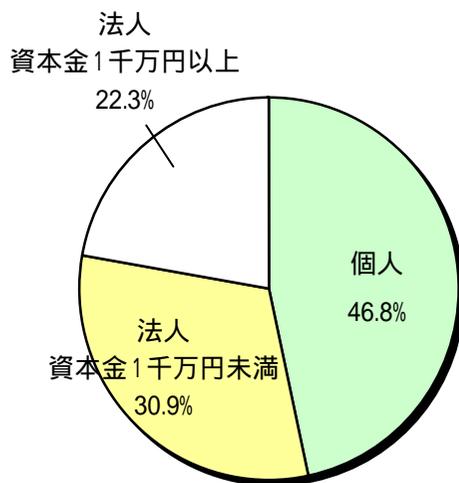
参考 事業資金融資の特質

- 事業資金の融資先数は、125万企業で、約半数(46.8%)が個人企業
- 従業員9人以下の企業が約9割を占める(4人以下が約7割)
- 無担保融資が約8割を占める(無担保・無保証人融資は約2割)

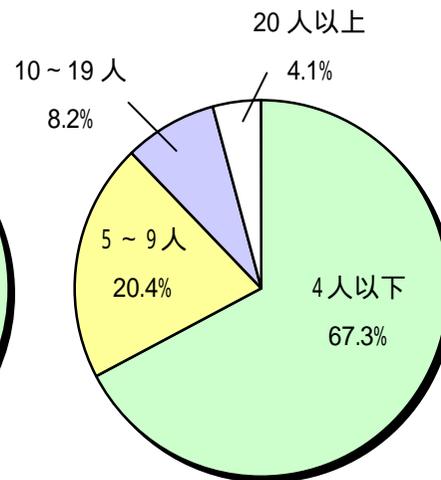
▶ 融資先の企業数
(平成18年度末、事業資金)



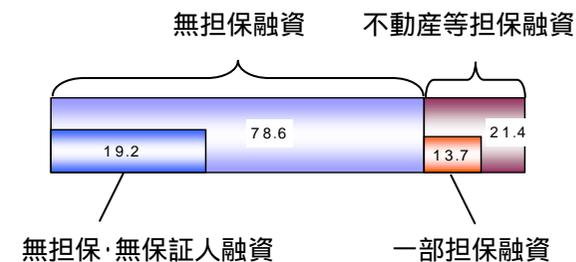
▶ 融資先の個人・法人別構成比
(平成18年度、事業資金)



▶ 融資先の従業員規模別構成比
(平成18年度、事業資金)



▶ 融資件数の担保別構成比
(平成18年度、事業資金)



(注) 信用金庫の数値には、個人向け(住宅・消費・納税資金等)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含まない。

(資料) 日本銀行『金融経済統計月報』

民間金融機関では対応困難な長期かつ低利の資金を融資

政策目的

農林漁業の担い手の育成

認定農業者23万 (H18)
担い手約40万 (H27)

「食料・農業・農村基本計画」
(H17.3.25閣議決定)

食の安全・安心と農との連携

国産農産物の4割が
加工向け

農林水産業の特性

自然条件・疫病等に左右
個人経営のわりに大きな資本装備 (低収益性)
生産サイクルが長い (米1年1作、牛肉2年以上)

一般経済・金融情勢に左右されることなく、安定的に融資されることが不可欠

政策と一体となった融資
(法令に基づき融資対象
者や事業計画について行政
認定等が必要)

長期・低利融資が必要 (平均17年、最長55年)

貸付条件が法律に規定 (金利、償還期限、資金用途等)

(目的)

農林漁業者に対し、農林漁業の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通
食品の製造等の事業を営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金を融通

基本線 (低利融資) がみだりに
変更されないよう法定 (国会の
意思)

(株)日本政策金融公庫法
においても、同様の規定

貸付審査・モニタリング・担保設定等の信用リスク管理

農林漁業のリスク特性を踏まえた信用リスク管理

- ・自然条件・疾病等に左右
- ・個人経営のわりに大きな資本装備(低収益性)
- ・生産サイクルが長い(米1年1作、牛肉2年以上)
- ・担保物件が特殊(農地、山林、漁船等)
- ・個人経営がほとんど(認定農業者の95%)

借入相談

借入れに際しては、農業経営基盤強化法に基づく経営改善計画の認定()及び具体的な資金計画の認定が必要であり、公庫職員が相談・助言

認定農業者制度

農林公庫独自のスコアリングモデル

農林公庫の持つ農業に対する豊富な経験とデータを利用し、格付モデルを構築

業務協力金融機関にも提供し、民間参入を支援

現地調査、都道府県・市町村など関係機関との連携により、技術水準等を把握

民間との協調融資実績(認定農業者向け)
H16:39件 H18:88件

経営課題を明らかにし、きめ細かい経営支援活動(農業経営アドバイザー等)

モニタリング

財務データだけではなく、農業者の生産規模・生産量・定性情報を加味したスコアリングによる評価に加え、農林漁業の特性を踏まえ、資産査定を実施

貸付審査

地域の農業施策との整合性、経営能力や収支計画等から見た償還見込みの妥当性といった観点から審査

特殊な担保物件の評価・処分

・銀行では扱いにくい農地等についての的確に評価、**農林漁業の経営資源の持続的な活用**にも配慮

農林漁業融資に関する専門能力の維持・強化が必要

金利設定の考え方

1. 現行の金利設定

「基準利率」 = 財政融資資金借入利率 + (信用格付・貸付期間に関わらず一律)

は、中小公庫が適切なコストを確保できる水準として、事務経費や信用コスト等を勘案して設定

上記金利は有担保貸付の場合。担保不足、無担保貸付の場合は、リスク対応金利体系を既に導入している。

中小公庫の基準利率は、従前は長期プライムレートに準拠してきたが、適切なコストを確保する観点から、平成 18 年度より、主な調達金利である財政融資資金の借入利率をベースに設定する仕組みに見直している。

具体的には、有担保の貸付において、中小公庫として適切なコストを確保できる利率として「基準利率」を設定。金利は、事務経費や信用コスト、調達コスト等を勘案して定めており、特に信用コストについては、過去のデフォルト率等をもとに算定した E / L (期待損失) 等の信用リスク計量結果を活用している。

特別貸付のうち一定の要件に該当するものについては、政策性に応じて、基準利率より一定率を引下げした「特別利率」を設定している。

2. 今後の貸付金利体系の方向性（現在検討中）

「基準利率」 = 財政融資資金借入利率 + （信用格付・担保の有無・貸付期間に応じて設定）

は、中小公庫が適切なコストを確保できる水準として、事務経費や信用コスト等を勘案して設定

今後は、信用リスク計量・管理体制の高度化を踏まえて、貸付先の信用リスクに見合った金利体系の導入をより一層進める方針である。

具体的には、（必要コスト）を貸付先の信用リスク、担保の有無等に応じて設定することを検討中。

信用格付・貸付期間に応じた「基準利率」を設定

政策コストについては、「基準利率」で適切なコストを確保することを前提に、「特別利率」等の適用により「基準利率」から政策的に引下げた部分等を把握して、「利差補給金」として財政措置を要求する方針である。

信用リスク管理

信用格付・自己査定制度

【信用格付】

平成 14 年度から信用格付制度を導入
平成 19 年度からデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルを導入、制度全体の見直しも行き、態勢を整備

【自己査定】

平成 13 年度から金融庁の金融検査マニュアル等に準拠した基準を策定し、実施金融機関としての健全性及び透明性の確保

個別企業への対応

【貸付審査】

申込み企業の多面的な実態把握、将来性の勘案等、総合的な企業判断
長期的返済能力からみた償還の確実性と資金使途の妥当性の検討

【モニタリング】

決算書受領・定期的な訪問等による継続的な業況把握
債務者区分や経営改善計画書の内容に応じて、適切な事後フォローの実施
取引方針の明確化

【顧客支援】

融資審査結果のフィードバック
改善計画の作成支援
長年蓄積してきた経営に関するノウハウや事例等の提供やアドバイスの実施

【担保について】

原則として貸付額相当の担保を徴求
担保が不足する場合、信用格付に応じて上乗せ金利を設定

内部統制への活用

《信用リスク計量》

平成 17 年度から与信ポートフォリオモニタリングや信用リスクの計量化等を開始

《貸倒引当金》

貸倒引当金を算出し、行政コスト計算財務書類に反映

《内部管理》

- ・ 統合リスク管理委員会へ計量結果を報告
- ・ 信用コスト率を算出し、基準金利決定に利用

《対外公表》

- ・ ディスクロージャー誌
- ・ 行政コスト計算財務書類
- ・ 政策評価報告書

金利設定の考え方

基準金利：収支相償での経営が可能となるよう、基準金利を、標準的な融資条件として設定

- 円貨貸付：調達金利である財投金利に一定の利率を上乗せ
- 外貨建貸付：外貨調達資金は、全てスワップにて変動金利（LIBOR*）にて管理。LIBOR ベースの資金調達コストに一定の利率を上乗せ

* LIBOR：London InterBank Offered Rate。 ロンドン銀行間貸し手金利

：資源確保等の政策的意義に応じた適用金利体系

リスクプレミアム：計量化の前提となる基礎データが少ない制約条件の下、以下に挙げるようなリスクに応じたプレミアムを、基準金利に上乗せする形で、可能な限り徴求。

- 相手国のカントリーリスクに応じたプレミアム（JBIC 自身による相手国の見方、マーケットの評価、各国輸出信用機関の与信ポートフォリオの状況などを踏まえつつ算定）
- プロジェクトファイナンス案件のコマーシャルリスクに対するプレミアム

貸付審査・モニタリング・担保設定等の信用リスク管理

貸付審査

カントリーリスク・与信先の信用力・対象プロジェクトの評価等
審査にあたっては、相手国政府との関係等に関する考慮が不可欠

担保・保証

与信先の信用力や対象プロジェクトの内容に応じ徴求。

外国での担保においては、現地法制上の要件を十分確認し、対処することが不可欠

モニタリング

相手国の国情、与信先の業況等につき、与信時や直近モニタリング時の審査結果の内容・項目を十分に踏まえつつ実施。なお、信用力低下業況悪化等の際には必要に応じ追加債権保全策を実施

駐在員事務所や国際機関、他国公的機関とのネットワークを活用